

2 - 1 財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター

(1) 法人の概要

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

理 事 長	唐津 一	県所管部課名	商工労働部 商工政策課																	
設立年月日	昭和 44 年 5 月 26 日	基本財産	549,756 千円																	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率																
	青森県		390,000 千円	70.9%																
	みちのく銀行		34,010 千円	6.2%																
	青森銀行		33,690 千円	6.1%																
	青森市		30,245 千円	5.5%																
	東北電力		11,710 千円	2.1%																
	黒石市		7,220 千円	1.3%																
	藤崎町		5,090 千円	0.9%																
	あおもり信用金庫		3,583 千円	0.7%																
	田舎館村		2,445 千円	0.4%																
	みずほ銀行		2,070 千円	0.4%																
組 織 構 成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 数</th> <th>うち常勤</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td>17 名</td> <td>1 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td>2 名</td> <td>名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 員</td> <td>81 名</td> <td>35 名</td> <td>県派遣 19 名</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	人 数	うち常勤	備 考	理 事	17 名	1 名		監 事	2 名	名		職 員	81 名	35 名	県派遣 19 名
	区 分	人 数	うち常勤	備 考																
	理 事	17 名	1 名																	
	監 事	2 名	名																	
職 員	81 名	35 名	県派遣 19 名																	
業 務 内 容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援																			
経営状況 (平成 16 年度)	当期収入	2,456,889 千円	(その他参考)																	
	当期支出	2,417,769 千円	県からの補助金	653,110 千円																
	(うち事業費	1,999,763 千円)	県からの受託料	171,909 千円																
	当期収支差額	39,120 千円	県の損失補償	7,118,863 千円																

(2) 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和 44 年 5 月に財団法人青森県中小企業振興公社が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する新事業支援体制の構築を図るため、平成 12 年 4 月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人 2 1 あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター」に変更した。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、本県における産業の中核的支援機関として、青森県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化までに応じた総合的な支援を行い、企業の振興並びに新たな産業の育成及び新事業の創出を図り、もって本県産業の活性化と活力のある地域づくりに寄与している。

当法人は、このように本県における産業の中核的支援機関として非常に重要な役割を担っていることから、トップマネジメントに優れた常勤の理事長の就任が望まれるところであるが、当法人の理事長は、非常勤であり、東京に在住しているため、平成16年度に理事長が実際に勤務したのは、5月の決算理事会と3月の予算理事会の2日だけとなっている。

このようなことから、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「トップマネジメントの強化を図るため理事長の常勤化を実現して欲しい。」との提言があったが、これについては、平成17年5月27日に前理事長が再任され、常勤化が実現されなかった。

常勤の理事長がいることにより、トップマネジメントの強化が図られるだけでなく、職員の仕事に対する意欲も高まると思うので、理事長の常勤化が早期に実現されることを望む。

イ 経営状況

当法人は、主に国あるいは県からの補助金・委託料等で事業を実施しているが、近年の景気を反映した収益事業の低迷及び未収債権の増大や低金利による基金収益の減少により年々経営状況は厳しくなっている。平成16年度の損益計算書においては、39百万円の当期剰余金を計上しているが、設備・機械類貸与事業について貸倒引当金の引当不足(113百万円)があり、これを考慮すると実質的には赤字である。今後においては、当法人の中心的な中小企業経営資源強化対策費補助金が平成17年度で概ね3割削減され、平成18年度以降もその他の事業も含めて補助金・委託費の削減可能性が高いことから、自主財源の確保、効率的な資金運用のあり方及び限られた財源の中での効果的な事業実施についての検討が課題となっている。

自主財源の確保に向けた取組として平成16年度から設備・機械類貸与事業の申込要件の緩和(申込書の簡素化・保証人の減・担保なし)を実施したことにより、前年度に比較して貸与総額が58パーセント増加したが、より一層の増加を図るため更に見直しを検討している。見直しに当たっては、更なる未収債権の増加を招くことのないよう十分に配慮するとともに、なお一層の貸与審査の厳正化が必要である。未収債権増加の現状は、中小企業者のみを対象としていることを考慮に入れたとしても、これまでの当法人の貸与判断の結果責任が問われていることを肝に銘じて欲しい。このような状況を鑑みるに、経費の削減はもちろんのこと、将来的には民間の類似業種の給与制度・給与水準を参考とした人件費の見直しにも取り組む必要がある。

ウ 業務執行状況

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「(平成16年度の経営評価シートにおいて、)経営目標は数値で立てているものの数値で管理(コントロール)するまでは至っていないとして、自己評価でも『2』と低い評価になっている一連の評価項目については今後の改善点である。」との提言があった。

これについては、当法人から「平成17年度から各事業について数値目標を設定して管理するよう努めている。」との回答があったので、その成果を期待したい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「本法人は、本県における産業支援の中核的支援機関として支援事業の各分野は専門的知識が求められているが、あまりにも事業の範囲が広く組織も多層化しているので、人的資源が分散して効率的な事業ができない恐れがある。そのため、業務推進組織の合理化が必要であり、一例として、雇用支援室事業の地域求職活動援

助事業、ワークシェアリング導入推進事業やジョブカフェ等期間限定事業を含む一連の類似した雇用支援事業に関し業務推進の組織などを合理化の面から見直すことが考えられる。」との提言があった。

これについては、当法人から「雇用支援室とジョブカフェとの統合を検討したが、ジョブカフェは、青森労働局のハローワークヤングプラザと併設するためアスパムに置く必要があり、アスパムにスペースの余裕が無かったことから、平成16年度末に雇用支援室を本部に統合した。」との回答があった。今後も引き続き業務推進組織の合理化に取り組んで欲しい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「事業を実施するばかりでなく、それらの事業が実質的に効果が出ているかの評価やその評価結果を踏まえた事業提案を県に対して提言することを期待する。」との提言があった。

これについては、当法人から「平成17年度にプロジェクトチームを設置し、事業の見直しを検討しており、その結論を踏まえ、県に提言していきたい。」との回答があったので、有意義な提言がなされることを期待したい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「リテール・プラザの事業内容（ビデオの貸出し等）の見直しや効果的な実施方法について引き続き検討して欲しい。」との提言があった。

これについては、当法人から「平成16年度にリテール・プラザを本部に統合したことにより小売商業者からの相談・訪問者等の件数の減少が懸念されるため、各市町村に積極的に出前する移動リテール・プラザ事業等を積極的に展開して、事業を効果的に実施することとしている。」との回答があった。当該事業の効果的な実施に向けた取組については期待したい。また、リテール・プラザ事業は既存事業の見直しの一例として示したもので、限られた財源の中で県民ニーズ・費用対効果等の観点から既存事業の改廃も含めた見直し及び財源確保の方法を県とも協議・検討し、引き続き効果的・効率的な事業実施についての取組を強化して欲しい。

平成16年度末における設備・機械類貸与事業に係る未収債権の貸倒引当金は、中小企業庁からの通知において定められている貸倒引当金計上額の上限額（201百万円）の44パーセントに相当する88百万円（平成15年度は32パーセント）しか計上されていない。

このため、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「（財）全国中小企業設備貸与機関協会作成の設備導入資金債権管理規程に準拠した規程及び資産査定体制の整備にも早期に取り組む必要がある。」との提言があった。

これについては、当法人から「（財）全国中小企業設備貸与機関協会が作成した設備導入資金債権管理規程の貸倒引当金の目安を参考にして引当金の積立てに努力することとしている。」との回答があったが、現在の貸倒引当金の額は、これまでの債権の延滞状況から見て明らかに引当不足であるので、個々の債権の回収可能性を判断することにより、実態に応じた適切な額を計上する必要がある。

設備・機械類貸与事業に係る未収債権は、年々増加してきており、平成16年度における未収債権の状況については、新たに発生した額が約160百万円、回収した額が約126百万円となっており、平成15年度末と比較して約34百万円増加し、約914百万円にのぼる。またこの他に、延滞している貸与先が破綻した場合には、支払期日到来の未収債権と同様に回収が懸念される潜在的な回収不能債権（支払期日未到来金額）が100百万円ある。

このため、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「未収債権の発生防止及び回収率の向上について、回収目標値を設定し、実績と比較し、分析及び対応策を行うという一連の債権回収サイクルを実践して欲しい。」との提言があった。

これについては、当法人から実施しているとの回答があり、平成15年度末までの未収債権

残高 879,922 千円について、平成 16 年度において、67,841 千円の回収目標を設定し、それを上回る 79,290 千円の回収実績をあげているが、平成 15 年度と比較して未収債権の新規増加額は減少しているものの、未収債権は依然として増加傾向にあるので、より一層取組を強化し、未収債権の回収率の向上に努めて欲しい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたって、青森県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化までに応じた総合的な支援を行い、企業の振興並びに新たな産業の育成及び新事業の創出を図り、もって本県産業の活性化と活力のある地域づくりに寄与するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 理事長の常勤化

トップマネジメントの強化が図られるだけでなく、職員の士気にも影響することから、理事長の常勤化を早期に実現すること。最高経営責任者である理事長が非常勤であれば、経営責任が明確にならず、結果として効率的な経営が行われぬおそれがある。

イ 業務推進組織の合理化、効果的・効率的な事業実施及び県派遣職員数の適正化

あまりにも事業の範囲が広く組織も多層化しており、人的資源が分散して効率的な事業ができない恐れがあるので、引き続き業務推進組織の合理化に取り組むとともに、県民ニーズ・費用対効果の観点から既存事業の改廃も含めた見直し及び財源確保の方法を県とも協議・検討し、引き続き経費の削減に努めるなど効果的・効率的な事業実施についての取組を強化すること。

また、現在行われているプロジェクトマネージャー等による中小企業者等の相談業務については、来訪を待つだけでなく訪問活動による創業者等のフォローアップを積極的に行うなど、事業をさらに効果的に行うこと。

さらに、県派遣職員数についても他公社等と比較して依然として高水準にあり、事業規模・事業難度を勘案しながらプロパー職員の指導・育成に努め、県派遣職員数の順次引揚げ及び適正化を図ること。

ウ 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上

設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金の引当額は、これまでの債権の延滞状況から見て明らかに引当不足であるので、個々の債権の回収可能性を判断することにより、実態に応じた適切な額を引き当てること。また、設備・機械類貸与事業に係る未収債権は依然として増加傾向にあるので、貸与審査の精度を高めるとともに債権管理の適正化に向けた取組をより一層強化し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努めること。

エ 財源確保のための新規事業の検討

設備・機械類貸与事業については、昨今の景気の低迷等の影響で貸与制度を利用する企業が年々減少している。例えば、他県で実施している ISO 認証取得資金貸付けなど中小企業者等のニーズに合致した新たな収益事業について検討すること。

オ 中・長期経営計画の早期見直し

現在の中長期経営計画は平成 13 年度に策定されたものであり、実施事業、役職員数、収支計画等について実態との乖離が見られるので、中・長期経営計画の見直しを早期に行うこと。

最後に、当法人は、県の企画・立案した施策を実施することにより、本県産業の活性化と活力

のある地域づくりに寄与するという重要な役割を担っていることから、当法人の実施する事業の有効性及び効率性が常に問われるべきであり、そのための評価手法が整備されることを期待したい。

